

笛吹市告示第 15 号

笛吹市サテライトオフィス等促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 14 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市サテライトオフィス等促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の産業の活性化及び雇用の場の確保並びに移住促進による地域活性化を図るため、市内において新たにサテライトオフィス等を開設する事業者に対して、サテライトオフィス等促進事業費補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 本市に事業所を設置していない事業者で、本社と同等の業務の一部が実施可能な事業所又は支店をいう。
- (2) 事業者 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する会社のうち、市内の空き家、空き公共施設、空き店舗等を利用し、サテライトオフィス等を賃借により新設する者をいう。
- (3) 従業員 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者で、この補助事業の実施により新たに採用され、継続して常時雇用されるもの(補助対象事業の実施に伴って市外から新たに転入する者を含む。)をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請時において 3 年以上継続して事業を行っている事業者で、サテライトオフィス等を設置した後 5 年以上計画的に事業を実施することが見込まれる者であること。
- (2) 新たに設置するサテライトオフィス等に役員又は従業員を 2 人以上置く事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助金の対象者としなない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する者
- (3) 次のいずれかに該当する事業者
 - ア 政党・政治活動を行う事業者
 - イ 宗教活動を行う事業者
 - ウ 貸金及び消費者金融事業を行う事業者
 - エ 商品先物取引に関する事業を行う事業者
 - オ マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で商品を販売する活動を行う事業者
 - カ 消費者センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっている事業者
 - キ 法令等に違反する活動や事業及びそのおそれのある活動を行う事業者
 - ク 公序良俗に反する活動及びそのおそれのある活動を行う事業者
 - ケ 人権侵害となる活動及びそのおそれのある活動を行う事業者
 - コ その他補助事業の目的に合致しないと判断される活動を行う事業者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、交付決定者がサテライトオフィス等の開設を行う場合に必要な経費とし、次の各号に定める経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 建物改修費 サテライトオフィス等の改修経費
- (2) 建物賃借料 サテライトオフィス等の賃借料(ただし、敷金、礼金、共益費その他これらに類する経費を除く。)
- (3) 設備費 サテライトオフィス等に設置する机、椅子等の備品及び機械設備(車両は除く。)等に係る経費

(補助金の額及び対象期間)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助対象経費の2分の1以内の額とし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、前条第1号については100万円、前条第2号については月額5万円、前条第3号については30万円とする。

3 補助金の対象期間は、前条第1号及び第3号については、賃貸借契約日から1年間、前条第2号については、賃貸借契約日から3年間とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、サテライトオフィス等促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して事業実施30日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 法人の登記事項証明書

(4) 定款

(5) 直近の決算状況が分かる財務諸表の写し

(6) 消費税及び地方消費税並びに市税等に係る納税証明書

(7) 事業所の賃貸借契約書の写し(建物賃借料の補助対象者のみ)

(8) 見積書(建物改修費及び設備費の補助対象者のみ)

(9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認める場合はサテライトオフィス等促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をする場合には、申請者に対し次の条件を付すことができるものとする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 交付決定した補助金の額に変更が生じる場合

イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助対象事業の完了前に廃業する場合

(2) 補助対象経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補

助事業完了後 5 年間保管し、市長から請求があったときは、速やかに提出すること。

(3) 申請時に市税等の滞納がないこと。

(4) 市から同一事業に対する補助金以外の助成を受けていないこと及び過去にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと。

3 申請者は、事業内容を変更するときは、サテライトオフィス等促進事業費補助金変更承認申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

(1) 補助金の額に変更が生じる場合

(2) 補助対象事業の内容の重大な変更

4 市長は、前項の変更承認申請書の提出があつたときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金額を決定し、サテライトオフィス等促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、第 5 条第 1 項各号に掲げる補助対象ごとに、サテライトオフィス等促進事業費補助金実績報告書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の完了後 30 日を経過した日又は当該決定の受けた日の属する年度の末日うちいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 事業収支決算書

(3) 事業の実施状況が確認できる成果物(写真等)

(4) 領収書の写し又は支払を証明する書類

(5) 従業員の住民票の写し(3 月以内に発行されたもの)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第 4 条第 2 号については、年度ごとの実績報告による精算払いとする。

(補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の実績報告書の提出があつたときは、内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、サテライトオフィス等促進事業費補助金確定

通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかにサテライトオフィス等促進事業費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分)

第11条 申請者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した設備、機械等(以下「財産」という。)については、補助対象事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は財産を処分してはならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金の交付要件に該当しなくなったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

住所

氏名

印

電話

サテライトオフィス等促進事業費補助金交付申請書

笛吹市サテライトオフィス等促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円

- 2 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) 法人の登記事項証明書
 - (4) 定款
 - (5) 直近の決算状況が分かる財務諸表の写し
 - (6) 消費税及び地方消費税並びに市税等に係る納税証明書
 - (7) 事業所の賃貸借契約書の写し(建物賃借料の補助対象者のみ)
 - (8) 見積書(建物改修費及び設備費の補助対象者のみ)
 - (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

事業計画書

1 申請者

申請者名	
住 所	
電話番号	

2 事業所等の概要

名 称			
住 所			
電話番号			
開店(開設)日			
休 日		就業時間	

3 事業内容

--

4 その他参考となる事項

事業収支予算書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	積算根拠
笛吹市補助金		
自己資金		
その他()		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

区 分	予算額	補助金等 充当額		積算根拠
		補助対象 経費		
合 計				

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



サテライトオフィス等促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度サテライトオフィス等促進事業費補助金について、笛吹市サテライトオフィス等促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり交付します。

1 交付の金額	金	円
内訳		
建物改修費		円
建物賃借料		円
設備費		円

2 交付の条件

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 交付決定した補助金の額に変更が生じる場合
 - イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ウ 補助対象事業の完了前に廃業する場合
- (2) 補助対象経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助事業完了後 5 年間保管し、市長から請求があったときは、速やかに提出すること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 市から同一事業に対する補助金以外の助成を受けていないこと及び過去にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと。

様式第 3 号(第 7 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

住所

氏名

⑩

電話

サテライトオフィス等促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けたサテライトオフィス等促進事業費補助金の交付の変更を受けたいので、笛吹市サテライトオフィス等促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称

サテライトオフィス等促進事業

2 補助金の変更申請額

交付決定額 金 円

変更申請額 金 円

3 変更理由

4 添付書類

変更収支予算書

変更収支予算書

1 収入

(単位：円)

区 分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	積算根拠
笛吹市補助金				
自己資金				
合 計				

2 支出

上段：予算額、中段：補助対象経費、下段：補助金等充当額 (単位：円)

区 分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	備 考
合 計				

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



サテライトオフィス等促進事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったサテライトオフィス等促進事業の内容の変更申請について、申請のとおり承認し、年 月 日付け 第 号で交付決定したサテライトオフィス等促進事業費補助金の交付額を、次のとおり変更したので通知します。

1 交付の金額

既交付決定額	金	円
変更後の交付決定額	金	円
(差引追加・超過交付額)	金	円

2 交付の条件

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 交付決定した補助金の額に変更が生じる場合
 - イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ウ 補助対象事業の完了前に廃業する場合
- (2) 補助対象経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助事業完了後5年間保管し、市長から請求があったときは、速やかに提出すること。
- (3) 市から同一事業に対する補助金以外の助成を受けていないこと及び過去にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

住所

氏名

印

電話

サテライトオフィス等促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けたサテライトオフィス等促進事業が完了したので、笛吹市サテライトオフィス等促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

精算額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 事業の実施状況が確認できる成果物(写真等)
- (4) 領収書の写し又は支払いを証明する書類
- (5) 従業員の住民票の写し(3月以内に発行されたもの)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業実績書

1 申請者

申請者名	
住 所	
電話番号	

2 新規開設した事業所等の概要

名 称 等			
住 所			
電話番号			
開 設 日			
休 日		就 業 時 間	
事業内容			

3 その他参考となる事項

事業収支決算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算根拠
笛吹市補助金			
自己資金			
その他()			
合 計			

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額		決算額		補助金等 充当額	積算根拠
		補助対 象経費		補助対 象経費		
合 計						

様式第 6 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



サテライトオフィス等促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したサテライトオフィス等促進事業費補助金の額を、年 月 日付けで提出の事業実績報告書により、次のとおり確定します。

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

住所
氏名
電話

印

サテライトオフィス等促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた、笛吹市サテライトオフィス等促進事業費補助金として、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
ふりがな				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		